

石巻市いじめ防止基本方針

平成26年3月

石巻市・石巻市教育委員会

石巻市いじめ防止基本方針 目次

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方	1
(1) 石巻市いじめ防止基本方針策定の目的	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(4) 関係者の役割	2
第2章 いじめ防止等のために石巻市が実施する施策	3
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
(2) 石巻市教育委員会の附属機関の設置	3
(3) 石巻市が実施すべき施策	4
(4) 石巻市教育委員会の取組	4
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	8
第4章 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の発生と調査	9
(2) 調査結果の報告を受けた石巻市長による再調査及び措置	15

石巻市いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方

(1) 石巻市いじめ防止基本方針策定の目的

石巻市いじめ防止基本方針は、本市の児童生徒（石巻市立学校に通う小学生、中学生及び高校生を言う。以下同じ。）の尊厳を保持するため、市、市立学校、地域住民、家庭その他の関係者がそれぞれの役割を自覚し、社会全体でいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を言う。以下同じ。）に向けた基本的な事項を定めることにより、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいうこととされている。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市立学校、地域住民、家庭その他の関係者がそれぞれの役割を自覚し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のように示す。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止のための取組が重要であること（いじめの防止）
- ② いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めること（いじめの早期発見）
- ③ いじめがあることが確認された場合、迅速な対応が必要となること（いじめへの対処）
- ④ いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、連携しながら対応する必要があること（地域や家庭との連携）
- ⑤ 事案の性質によっては、警察、児童相談所、医療機関等専門的な機関との連携が必要になること（関係機関との連携）

（４）関係者の役割

石巻で生活する子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる社会を実現していくためには、学校のみならず、市民全体でいじめを許さない風土づくりを推進していくことが重要である。

そのためには、市立学校の役割が重要であることはもちろん、市民一人一人が子どもたちを見守る役割を果たしていくことが必要である。

- ① 市の役割
 - ・ いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を実施する。
 - ・ いじめの防止、早期発見、いじめを受けた子どもへの支援及びいじめを行った子どもへの適切な指導を行うため、相談体制の充実その他必要な体制整備を行う。
 - ・ 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関係する報告を受けたときは、迅速に適切な措置を行う。
 - ・ いじめを許さない風土づくりのため、必要な啓発活動を行う。
 - ・ 地域ぐるみで子どもを見守ることができるよう、学校を核として、地域全体で子どもを育むためのシステム作りに着手する。
- ② 市立学校の役割
 - ・ いじめを許さない学校、いじめられた子どもを守り通す教員集団となるよう学校の組織体制を構築する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許さ

れない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ・学校全体で児童生徒一人一人の状況把握に努める。
- ・いじめの早期発見等のための相談窓口を設置する。
- ・学校区全体で子どもを見守っていくため、保護者や地域社会と適切に連携しながら指導を行う。

③ 保護者の役割

- ・ 自らの子供に対して、いじめに加わらないように指導に努めるとともに、いじめ被害などの悩みがある場合には、周りの大人に相談するよう働きかける。
- ・ 自らも地域社会の一員として、学校や地域と協力しながら子供を見守るなど、いじめのない社会づくりのために協働して取り組む。
- ・ いじめを発見したり、いじめがあると疑われる場合は、学校や関係機関等に相談、通報したりする。

④ 地域社会、事業者及び関係機関の役割

- ・ 子どもに関する地域行事等に積極的に参画し、地域ぐるみで子どもを育む。
- ・ 地域の子どもの間にいじめの兆候が感じられる時は、見過ごすことなく学校や関係機関に相談、通報する。

第2章 いじめ防止等のために石巻市が実施する施策

(1) いじめ問題対策協議会の設置

石巻市は、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「石巻市いじめ問題対策協議会（以下「市対策協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、学校、石巻市教育委員会、児童相談所、法務局、警察署、民生委員、その他専門的な知識及び経験を有する者等とする。

(2) 石巻市教育委員会の附属機関の設置

石巻市教育委員会は、石巻市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関の主な機能については、以下のとおりである。

- 石巻市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- 市立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 市立学校におけるいじめの事案について、設置者である石巻市教育委員会が、設置する学校からのいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- 重大事態に係る調査を学校の設置者として石巻市教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。

(3) 石巻市が実施すべき施策

- ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- イ 市立学校において発生した重大事態への対処について、市長は法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、自らの元に設置する附属機関により、石巻市教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行った時は、その結果を議会に報告する。
- ウ 石巻市長及び石巻市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 石巻市教育委員会の取組

① いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめの防止に資する活動であって、石巻市立学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、石巻市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者、並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
(「STOP いじめ子どもサミット」の実施、「心のメッセージ集」の作成)
- ウ いじめを早期に発見するため、石巻市立学校に在籍する児童生徒に対

- する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるとともに、各学校が行ういじめ防止等の取組状況の点検を行う。
- エ 石巻市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者、並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- オ 石巻市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- カ 石巻市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施する。
- キ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、11月を「石巻市いじめ防止啓発月間」と位置付け、キャンペーン(広報活動、メッセージ集の募集、講演会等)を実施する。
- ク いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口の周知を行う。
- ケ 保護者が自らの責務を自覚し、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、家庭教育支援の一環として、保護者を対象とした啓発活動等に取り組む。
- コ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

② いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・ 石巻市教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。市立学校におけるこの調査については、必要に応じ、法第14条第3項の附属機関を活用する。
- ・ 石巻市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 警察への通報・相談による対応

- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要があることを学校に指導・助言する。

③ 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価の留意点

- ・ 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・ 現在、各学校区に設置を進めている「地域防災連絡会」の仕組みも活用し、分野を問わずに保護者や地域住民が学校を支援する仕組みづくりを支援することで、いじめの問題を始めとした学校が抱える課題の共有、地域ぐるみでの解決を推進する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国や県の基本方針及び市基本方針を参考として、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることが考えられる。

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組方法等、年間を通じた取組計画としてあらかじめ具体的に定めることも考えられる^{注1}。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会(後述)」を中心に点検し、必要に応じて見直すことも必要である。

震災に起因して地域コミュニティが離散している学校区もあるが、学校基本方針を策定するにあたっては、可能な限り、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を得て、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めて行く上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会(以下「委員会」という。)」を組織する。委員会には、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参画を求められるような仕組みとしておくことが重要である。なお、日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することも可能で

注1 なお、今後宮城県教育委員会が策定する「チェックリスト」を参考に、学校の実情に応じたいじめ防止のための教職員の取組を記したチェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど考えられる。

ある。

委員会が、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施を行うにあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を求めていくことが望ましい。委員会の具体的な役割としては、

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
 - いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報と記録、共有を行う役割
 - いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- などが考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定め取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

○ いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行わ

れることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、家庭において、自らの子どもにいじめの兆候を感じ取った保護者が電話や連絡帳等を用いて気軽に相談できる体制づくりと意識の醸成を併せて行う。

○ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、教育的配慮のもと、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

特に、インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

第4章 重大事態への対処

（1）重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校または教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には直ちに石巻市教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事案の発生を石巻市長へ報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において附属機関を設け、調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は石巻市教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)

④ 調査を行うための組織について

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

石巻市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、石巻市教育委員会が調査を行う際には、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査に当たる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と石巻市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における取組のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、石巻市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平

成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)^{注2}を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、石巻市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、石巻市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、石巻市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追

注2 URL: www.mext.go.jp/component/a_menu/.../1317896_01.pdf

い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言^{注3}を参考に必要がある。

注3 WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（抄）

報道に際してすべきこと

- 事実を報道する際に、精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- 自殺に関して「既遂」という言葉を用いる。「成功」という言葉は用いない。
- 自殺に関連した事実のみを扱う。一面には掲載しない。
- 自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- 電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- 自殺の危険因子や警戒兆候に関する情報を伝える。

報道に際してしてはならないこと

- 遺体や遺書の写真を掲載する。
- 自殺方法を詳しく報道する。
- 単純化した原因を報道する。
- 自殺を美化したりセンセーショナルに報道する。
- 宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。
- 自殺を非難する。

⑥ その他留意事項

（いじめに対する措置）

第23条2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は積極的な支援を行うこととする。例えば、義務教育段階の児童生徒に関して、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

⑦ 調査結果の提供及び報告

注3 URL: www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/19html/tebiki.html

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校又は石巻市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うこととする。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならず、を学校又は石巻市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、石巻市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととする。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は石巻市教育委員会に報告し、石巻市教育委員会は市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付することとする。

(2) 調査結果の報告を受けた石巻市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

上記⑦―イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めると

きは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び石巻市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。「必要な措置」としては、石巻市教育委員会においては、例えば指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討することとし、首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を取るよう努めることとする。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告することとするが、報告の内容については、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して、必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずることとする。